

一般競争入札の実施について

京都府道路公社会計規程第72条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和7年12月15日

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所長 小林暢彦

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託

(2) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

(4) 業務を行う場所

仕様書に指示する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒624-0123 京都府舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所 総務契約課

電話番号(0773)83-0074 FAX番号(0773)83-0194

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

令和7年12月15日(月)から令和7年12月23日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の休日を除く。)の午前9時00分から午後4時30分まで。(正午から午後1時までを除く。)

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 京都府の令和7・8・9年度「物品又は役務の調達にかかる競争入札参加者の名簿」の

競争入札参加者の資格を得ている者で、「大分類:運搬・運送 小分類:貨物運送」に登録され、競争入札参加者の資格を持つ者であること。

- (2) 京都府内に本支店等、事業所を有する者であること。
- (3) 過去 10 年以内において、国又は地方公共団体を対象に、本業務と同規模以上の事業実績を有する者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (5) 4で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

4 入札参加資格の確認手続き

入札に参加を希望する者は、申請書(別紙様式1)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならぬ。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和7年12月15日(月)から令和7年12月23日(火)までの午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所 2(1)と同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送によることとし、電送による申請は認めない。

(4) 確認通知 入札参加資格の審査結果は、別途通知する。

(5) その他 確認資料作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

5 名簿の登載

準用する京都府会計規則第141条第3項に基づき、3について審査の上、参加資格があると認定され者は、京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所移転業務委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

6 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和8年1月13日(火) 午前10時00分

イ 場 所 京都府舞鶴市字大俣小字洞中宮ノ浦76

京都府道路公社山陰近畿自動車道事務所 大会議室

(2) 入札方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - イ 申請書又は確認資料等を提出しなかった者の入札
 - ウ 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札
 - エ 委任状を持参しない代理人による入札
 - オ 記名押印を欠く入札
 - カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
 - キ 同一人にして 2 以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
 - ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他不正行為をした者の入札
 - ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
 - コ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

- ア 準用する京都府会計規則(昭和 52 年京都府規則第 6 号。以下「規則」という。)第 145 条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定する者とする。この場合において、当該入札をした者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- イ 落札者が、落札決定通知のあった日から 7 日以内に契約を締結しないときは、当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を落札者から徴収する。

8 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは、支払いを保証した小切手又は銀行等の保証をもって、契約

保証金に代えることができる。ただし、準用する規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格における業務実績については、当該法人又は個人が元受けとして実施した実績でなければならない。
- (2) 1から8までに定めるもののほか、準用する京都府会計規則の定めるところによる。
- (3) 詳細は、入札説明書による。